

当院の後発医薬品 に関する方針について

当院では、厚生労働省の方針に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に推奨しています。

概 要

- ・医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや、適切な対応ができるように体制を整備しております。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更させていただく可能性があります。
- ・院外処方箋には、原則一般名処方を採用しております。
これにより、後発医薬品を選択しやすくなるため、患者さんの負担軽減や医薬品の安定供給につながります。(※)

※令和 6 年 10 月より、医療上の必要性が認められない場合に、患者さんの希望を踏まえて長期収載品を処方すると、選定療養の対象となり、特別な料金が発生します。